

西東京市入札等監視委員会運用基準

西東京市入札等監視委員会設置要綱に基づき、委員会の運営に関する事項を次のとおり定める。

第1 委員構成（第3の2項関係）

1 「中立かつ公正な立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験を有する者」とは、次の者とする。

(1) 技術分野：大学の土木・建築工学の教授等

(2) 法律分野：大学の法学の教授又は弁護士等

(3) 経済分野：大学の経済学の教授又は経済分野の専門家等

(4) その他大学の社会学の教授等、幅広く社会情勢に精通する者又は社会的信望を有し、一般世論を代表し得ると考えられる者。

2 委員として選任できない者

建設会社の顧問等特定の建設会社と密接な関係にある者及び市職員であった者に委嘱してはならない。

3 委員名簿の作成及び公表

委員名簿（様式1）を作成し、閲覧等により公表を行う。

第2 会議（第6関係）

1 審議

(1) 本市が発注した工事に関し、入札及び契約の手續の運用状況等について報告を受けること。

(2) 本市が発注した工事の中から委員会が抽出したのものに関し、入札及び契約の手續についての審議を行うこと。

なお、委員による審議は、原則として非公開とする。

2 会議提出資料

会議への資料は、原則として会議開催の前々月以前3か月間に市が発注した工事に係る総括表（様式2）、入札方式別工事一覧表（様式3）及び指名停止の運用状況一覧表（様式4）を提出して行うものとし、発注工事については、次の方式区分ごとに整理する。

(1) 制限付一般競争入札

(2) 工事希望制競争入札方式

(3) 指名競争入札

(4) 随意契約方式

なお、予定価格が130万円を超えないものについては、報告の対象から除外するものとする。

3 抽出

(1) 審議の対象となる事案の抽出

会議において審議の対象となる事案の抽出は、前期の2の入札方式別発注工事一覧表の中から、入札方式別に、事前は無作為の次の方法で行うものとする。

ア 委員会は、事案の抽出に関する事務をあらかじめ指定した委員に委任することができる。

イ 抽出は、委員会開催の2週間前までに行うものとする。

(2) 抽出事案の説明については、抽出事案説明書（様式5）をもとに契約課長から行う等、審議の効率化を図る。

4 会議の開催時期

会議は、原則として、当該年度において定例会を6月、9月、12月、3月に開催するものとする。

第3 議事概要の作成及び公表

会議に係る議事概要については、速やかに作成し閲覧等により公表を行う。

第4 施行時期

この運用は、平成15年4月1日から施行する。

様式1 委員名簿

委員会役職	氏 名	職 業

様式2 総括表

(期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日)

契 約 方 法 等		件 数	工 種 別			
			建築工事	土木工事	設備工事	水道工事
総 契 約 件 数						
内 訳	制限付一般競争入札による契約					
	工事希望制指名競争入札による契約					
	指名競争入札による契約					
	随意契約による契約					

予定価格130万円以下の契約は含まない。

様式3 入札方式別工事一覧表

(期間:平成 年 月 日~平成 年 月 日)

1 制限付一般競争入札による契約

工 事 件 名	工 事 種 別	契約金額(単位:円)	備 考

2 工事希望制指名競争入札による契約

工 事 件 名	工 事 種 別	契約金額(単位:円)	備 考

3 指名競争入札による契約

工 事 件 名	工 事 種 別	契約金額(単位:円)	備 考

4 随意契約による契約

工 事 件 名	工 事 種 別	契約金額(単位:円)	備 考

予定価格130万円以下の契約は含まない。

様式4 指名停止の運用状況一覧表

(期間:平成 年 月 日~平成 年 月 日)

業 者 名	指 名 停 止 の 理 由	指 名 停 止 期 間	該 当 事 項
		平成 年 月 日 ~平成 年 月 日 (月)	

該当事項は、「西東京市指名停止基準」に定める措置要件

様式5 抽出事案説明書

契 約 方 法			
工 事 件 名			
工 事 概 要			
入札参加資格			
入札参加資格設定の経緯及び理由			
入札参加資格確認申請業者数		無資格業者数	
入札参加業者数			
無資格理由の説明			
入札の経緯及び結果	入 札 の 結 果		
	入 札 回 数		
	落 札 業 者 名		
	落 札 金 額		
	落 札 率		
入札経過については別紙のとおり			